

竜王町「輝竜の郷あえんぼ賞」表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第六次竜王町総合計画に掲げる“輝竜”に焦点を当て、これまで広く地域を支える奉仕活動や社会に貢献する活動、人知れず地道で心温まる活動、他の模範となるような善行、若者が希望をかなえることを支える活動を顕彰することで、これらの活動にみんなで感謝し、誰もがきらりと輝くことができるまちづくりへとさらなる町民参加の輪を広げることを目的とする。

(表彰分野)

第2条 下記の3分野について、それぞれの分野で活動続ける人たちや他の模範となるような善行を行った人たちとする。

- (1) 「豊かさ」まちの活力に関する分野
- (2) 「やさしさ」生活の安心・安全、持続可能な地域づくりに関する分野
- (3) 「つながり」町民間や行政とのパートナーシップのもと主体的に活動することに関する分野

(表彰対象)

第3条 次項に掲げる活動を自主的に行う個人または団体とする。ただし、実費相当分の活動経費以外に報酬を受けている場合は対象としない。

2 町民あるいは竜王町内に所在する団体で、概ね3年以上にわたり、地道にコツコツと活動続け、町の発展を陰ながら支えている人・団体あるいは他の模範となるような善行を行っている人・団体、および若者が希望をかなえることを支える活動を行っている人・団体とする。ただし、当該活動が、営業活動、宗教活動、政治活動及び公共の利益に反する活動は除くものとする。

3 これまでに国、県、町の表彰等を受けているものは除くものとする。

(表彰対象者の推薦)

第4条 表彰対象者の推薦は、町の広報で一般公募を行うとともに、併せて町の課等の長によるものとする。表彰対象者の推薦は推薦者1人につき1人または1団体までとする。

(被表彰者の選考)

第5条 被表彰者の選考は、表彰対象者の中から別に定める選考委員会に諮り、選考する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年度単位で行うこととし、表彰に際しては、町長が賞状を贈呈してこれを行う。

(その他)

第7条 表彰の時期等、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要領は、令和5年（2023年）10月18日から施行する。